

更に御議論頂きたい論点

- ヒアリング、意見募集の結果等を踏まえて -

基本的論点

保険ワーキンググループの報告以降に行われた一般からの意見募集、総務省の調査結果及び事業者ヒアリング等においては、ワーキンググループにおいて整理された論点が改めて確認された部分も多いが、更に今後の検討における基本的論点として次のような点にも留意すべきではないか。

- 1) 一般から募集した意見においては、根拠法のない共済に対する規制適用の基本的あり方について、ワーキンググループにおける論点整理と同様、意見が二分され、現行の保険会社に対する規制と同様の規制を課すべきであるとの意見が多数ある一方で、保険会社とは異なる規制を導入すべきとの意見も相当数あった。
- 2) 総務省の調査結果においては、任意団体や公益法人等が行う共済の実態が報告されたが、その事業内容等は多様であり、例えば見舞金等程度の小額保障しか行っていない団体も多くあるものの、中には現行の保険会社に匹敵するような事業規模や保障金額をもつものも認められた。
更に、行政上の課題として、根拠法のない共済の実態を個別に、継続して把握するため、また、問題のあるものについて適切な対応を図るための仕組みが整備されること、募集方法等の適正性や財務情報の開示が確保されるべきこと等が指摘された。
- 3) 事業者からのヒアリング（事業者から意見募集で寄せられた意見を含む）において、制度補完の役割や事業の多様性を踏まえた規制の導入が必要等の意見が出された。また、ワーキンググループで議論されたとおり、事業については様々な実態が認められたが、リスク保有の実態や事業開始に至る背景等について各々特徴がみられた。

（「無認可共済」への対応に係る更なる論点整理について）

上記を踏まえると、更に次のような論点についても整理いただく必要があるのではないか。

適用除外

構成員が真に限定され、規制の対象外とすべきものとして、小規模なものの、労働組合が実施するもの、企業内の共済会などのほか、以下のものについてどう考えるか。

- 1) 企業内の共済会に類似する職域団体が実施するもの、監督行政庁の存在する公益法人(総務省の調査によると見舞金程度の給付を行うものが多数)の行うもの
- 2) 一般に保険会社により提供される保険への加入が困難な者を相手方とする場合など、相互扶助的な色彩が強く事業の実施が特に求められる共済

保険業と共済事業を分けるメルクマールとしての「特定性」

共済事業を特徴づける「特定性」について

- 1) 上記の「構成員が真に限定されるもの」として適用除外要件を見直し拡大する中で列挙し、取扱っていくものと
- 2) 団体への加入の要件や他の活動との関連、募集の態様、事業規模等について客観的・形式的要件を定めることで対応するものが考えられるがどうか。また、形式要件として具体的な基準を策定した場合の特定性要件の形骸化の可能性についてどのように考えるか。

少額短期保障を行う場合

保障額が見舞金、葬儀費用、個人の通常の活動で生じる物損の填補等程度に留まる少額短期保障のみを提供する場合について、上記の適用除外として取り扱うか、もしくは保険会社に対する規制と異なる規制(例えば論点整理後段で記述された規制)を導入することについてどう考えるか。

自己の保有するリスクが少額にとどまる場合

既存の事業者のなかには、自己でリスク保有するものもあれば再保険等によりリスクのほとんどを他に移転するものも見られるが、自己の保有するリスクが少額にとどまる場合についてどう考えるか。

経過期間の取扱い

保険会社と同様の規制を課すべきとの意見においても、根拠法のない共済が広範囲に行われている現状を踏まえて、所要の経過措置を設ける必要があるとされるが、既存の事業者についてどのような規制が必要か。段階的に規制を適用していくことについてどう考えるか。

- 1) 募集規制
- 2) 参入規制(法人格の取得等)、資産運用規制、兼業規制、情報開示規制
その他論点整理で記述された規制
- 3) 保険会社規制(一定の事業規模を超える場合等)

実態把握と必要な対応

どのような形での規制を導入するにせよ、一定期間経過後に実態把握を踏まえた規制の見直しが必要と考えるがどうか。

その他

(以上)